

法における個人：アルトゥール・カウフマンの法哲学における個人へのまなざしについての検討

峯，健吾

<https://hdl.handle.net/2324/4059973>

出版情報：Kyushu University, 2019, 博士（法学），課程博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)



氏 名	峯 健吾			
論 文 名	法における個人—アルトゥール・カウフマンの法哲学における個人へのまなざしについての検討—			
論文調査委員	主 査	九州大学	教 授	酒 匂 一 郎
	副 査	九州大学	教 授	江 口 厚 仁
	副 査	佐賀大学	教 授	吉 岡 剛 彦

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

20 世紀ドイツの法哲学者アルトゥール・カウフマンの法哲学についてはすでに多くの研究があるが、本論文はこれまでほとんど注目されてこなかったカウフマンの最初期の著作や晩年の中心的な思想に着目して、個別具体的な正しさに法の核心をみようとするカウフマンの法思想をとくに個別具体的な状況の中で自律と他律の狭間で苦悩する個人へのカウフマンのまなざしに注目して解明しようとする独創的で意欲的な研究の成果である。

本論文は、法の概念、法の目的、そして法解釈方法論という法哲学の三つの基本的な問題群に対応する仕方でカウフマンの法思想を検討する三つの部とそれぞれに付された補論、そして結論を述べる終章からなる。まず第一部では、カウフマンの法思想の展開を三期に分ける先行研究を概観したうえで、これまでほとんど注目されてこなかった刑事責任論における不法意識の問題を扱った最初期の著作に着目して、そこから初期カウフマンの主著『責任原理』を経て、関係的存在論の段階においてヘルメノイティクの影響のもとに「時宜にかなった法」という法概念論が形成されていった過程を詳細に追跡している。とくに、最初期の不法意識論では法規範はそれを命令規範と捉える理論に対して評価規範と捉えられるが、その評価はなお社会的有害性についての現実の立法者の理解に即してみられており、その意味で行為者にとってなお一面的に他律的となりうるものであったことを論者は指摘する。そして、これに対する自己批判からカウフマンはやがて社会通念や実定法を超える個別事例についての客観的な判断規範又は判断基準としての法規範理解に至ったのだとして、その過程を分析している。他方で、この客観的な判断基準は実定法規範と同様に一般的な自然法規範としてではなく、歴史的に変化して個別具体の事案に適合する「時宜にかなった法」として捉えられていること、この意味でカウフマンの立場はいわば「弱い自然法論」と評価しうるものが、第一部の補論で明らかにされている。

次に第二部では、晩年のカウフマンがこの客観的な判断基準の内容を、機能的合理主義とその一形態とみられるベンサム of 積極的功利主義に対する批判に基づいて、「人々の不幸の可能な限りの回避と削減」を目標とする消極的功利主義としてまとめていくことが確認される。論者は、この消極的な原理がポパーの反証可能性論や真理の収斂説などによって支えられて積極的意義をもつこと、またリスク社会において対立しさえする人々の見解の多元性の状況では、異なる見解への単なる受動的な寛容ではなく、真理探究へ向けた能動的な寛容と言論の自由が必要であること、その意味でこれらの原理と消極的功利主義の原理が相互に手段及び目的として補完的な関係にあることを指摘する。そのうえで、論者はカウフマンの消極的功利主義が積極的功利主義と対比して質的な幸福概念、分配的な了解、少数者の保護を特徴とすることを確認して、回避又は削減されるべき不幸には

貧困や疾病などの基本的な不幸だけでなく、人工妊娠中絶や安楽死など現代の生命倫理の諸問題における個人の葛藤と苦悩といった複合的な不幸も含まれることを見定めている。なお、第二部の補論で論者は消極的功利主義の否定原理的な側面をアドルノの否定原理との異同（いずれも全体的同一化への抵抗の原理だが、カウフマンは法秩序の存在意義を重視している点）などの確認によって浮き彫りにしている。

最後に第三部では、この複合的な不幸に対する対処のあり方についてのカウフマンの思想がとくにドイツ刑法改正論議において問題となった人工妊娠中絶の取扱いに関するカウフマンの提言の分析を通して明らかにされる。カウフマンの提言は「法的に自由な空間」の概念によって人工妊娠中絶を法的処罰の対象とはせず女性の倫理的な判断と自己答責に委ねるとともに、女性に対する社会的経済的支援だけでなく倫理的な自己答責における贖罪支援とケアを行うというもので、いわゆる修復的司法の考え方に近い。論者はこのような提言のうちに規範と事案との間で視線を往復させる類推というカウフマンの重視する法的思考のあり方が現れているとみるとともに、そこに自律（自己決定）と他律（倫理的及び／又は法的な規制）の葛藤に苦悩する個人へのまなざしを見て取る。論者はこのようなケースについての議論の他に、『責任原理』における自律と他律の相克に関する議論、現代のリスク社会において自律と他律の葛藤の状況に誰もが置かれうるという晩年のカウフマンの議論などに即して、カウフマンが法における個人を一般にこのような自律と他律の間で打開を目指しつつ揺れ動く存在とみなしているとする。のみならず、類推にみられるようなこのような思考の往復をカウフマン自身の法哲学の中核的な特徴だと見定めている。第三部の補論では、錯誤と刑事責任や倫理的責任などをめぐるカウフマンの刑法理論にもこのような特徴があることの解明が試みられている。そして、最終章はそのようなカウフマンの法哲学の特徴をあらためて確認して結論としている。

以上のように、本論文はアルトゥール・カウフマンの法哲学の全体像について、先行研究を踏まえたうえで、これまでにない独創的な視点からアプローチして論者の見解をまとめ上げた意欲的な研究の成果だといえる。もっとも、本論文にはなお問題も残る。たとえば、カウフマンの法哲学の三段階での展開（ヘルメノイティク論の段階や関係的人格論の段階など）との関連づけが第二部および第三部において明確とはいえない点や、法における個人の自律的他律的な存在としての一般化がカウフマンの議論（とくに類推論）に即してどこまで正当化できるかが必ずしも明らかでない点、とくに他律の概念がかなり広範で曖昧な印象が残る点などである。とはいえ、これらの問題点は論者の今後の研究に期待すべきところであって、本論文の本質的な価値を損なうものではなく、本論文は学位請求論文としての価値を十分に備えているものと認められる。